

尼崎市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制及び水資源の有効利用等に資することを目的とした雨水貯留タンクを本市公共下水道計画区域（以下「本市計画区域」という。）内に設置する者に対し、尼崎市雨水貯留タンク設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留タンク 雨水の流出抑制及び有効利用を目的として配置する80リットル以上の貯留容量を有する設備（本体、分岐器具、架台、蛇口及び転倒防止器具を含む。）であり、一般的に流通している製品として購入可能なものをいう。
- (2) 電子申請 尼崎市行政手続等における情報通信の利用に関する条例（令和3年尼崎市条例第23号）の例により、行政手続として、従来紙によって行っている助成金に係る申請（以下「紙申請」という。）に代えて、当該申請手続をインターネットを利用して行うことをいう。

(助成対象)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 設置場所が本市計画区域内の戸建住宅、集合住宅又は事業所であること。
- (2) 尼崎市民又は本市計画区域内に事業所を有する事業者であること。ただし、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる法人又は宗教上の組織若しくは団体については、助成の対象外とする。
- (3) 設置場所の所有者又は設置について所有者の同意を得た占有者であること。
- (4) 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から7年以上雨水貯留タンクを存続させることができる者であること。
- (5) 展示又は販売（建築物と一体として販売する場合を含む。）を目的として設置する雨水貯留タンクでないこと。
- (6) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (7) 市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び下水道使用料を滞納していない者であること。

2 助成の対象となる雨水貯留タンクの基数は、1申請者につき2基までとする。ただし、前回の助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から7年以上経過している者については、この限りでない。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、雨水貯留タンクの購入に要する費用（業者に当該雨水貯留タンクの設置工事を依頼した場合にあっては、その設置に要する費用を含む。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額に3分の2を乗じて得た金額とする。ただし、1基あたりの助成上限金額は次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 雨水貯留タンクの購入に要する費用（一般流通価格を参考にし、疑義が生じた場合にあっては助成金の交付を受けようとする者に確認を行い、審査を経て決定した額とする。） 40,000円

(2) 雨水貯留タンクの設置に要する費用 10,000円

2 前項各号の費用には、雨水貯留タンクの運搬に要する費用その他尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が適当でないと認める費用は含まないものとする。

（申請方法）

第5条 助成金の交付の申請の方法は、紙申請又は電子申請とする。

（交付申請）

第6条 申請者は、各年度の1月末日までに、雨水貯留タンク設置助成金交付申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 見積書等（雨水貯留タンクの容量及び単価が記載されていること。）

(3) 雨水貯留タンク設置予定場所の写真

(4) その他管理者が必要と認める書類

3 申請書の提出は、雨水貯留タンクを購入する前に行わなければならない。

（交付決定）

第7条 管理者は、前条に規定する雨水貯留タンク設置助成金交付申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定し、交付を行うときは、雨水貯留タンク設置助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、交付は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。

2 管理者は、助成金の交付を行わないときは、理由を付して雨水貯留タンク設置助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第1項の規定により雨水貯留タンク設置助成金交付決定通知書による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、申請内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときにあっては、雨水貯留タンクを購入する前に、雨水貯留タンク設置変更申請書（第5号様式）を、雨水貯留タンクの設置を中止するときにあつては、雨水貯留タンク設置中止申請書（第7号様式）を速やかに管理者に提出し、その承認を受けなくてはならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があつたときは、申請内容を審査し、申請内容の変更にあつては、雨水貯留タンク設置変更承認通知書（第6号様式）により、雨水貯留タンク設置の中止にあつては、雨水貯留タンク設置中止承認通知書（第8号様式）により助成対象者に通知するものとする。

3 第1項に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 雨水貯留タンクの製品名

(2) 雨水貯留タンクの容量（ただし、容量は80リットルを下回らないこと。）

(3) 雨水貯留タンクを購入に要する費用の変更（当該費用に係る助成金交付予定額が増額となる場合を除く。）

(4) 雨水貯留タンクの設置に要する費用の変更（当該費用に係る助成金交付予定額が増額となる場合

を除く。)

(5) 雨水貯留タンクの設置完了時期

(6) 雨水貯留タンク設置助成金交付申請書(第1号様式)に記載のある設置場所から同一敷地内の設置位置の変更

(完了報告)

第9条 助成対象者は、雨水貯留タンクを設置したときは、雨水貯留タンク設置完了報告書(第9号様式)を、速やかに管理者に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 雨水貯留タンク購入の際の領収書の写し(領収書が発行されない場合は、購入を証する書類)

(2) 雨水貯留タンク設置後の写真

3 第1項の報告書は、第7条第1項の雨水貯留タンク設置助成金交付決定通知書を受けた日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(完了検査)

第10条 管理者は、前条第1項の雨水貯留タンク設置完了報告書を受けたときは、報告内容を審査し、必要があると認めるときは、助成対象者の承諾を得た上で職員をして設置場所に立入り、雨水貯留タンクを検査させることができる。

(交付確定)

第11条 管理者は、前条の審査又は完了検査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに交付する助成金額を確定し、雨水貯留タンク設置助成金額確定通知書(第10号様式)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 助成対象者は、前条の雨水貯留タンク設置助成金額確定通知書を受けたときは、速やかに雨水貯留タンク設置助成金請求書(第11号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の請求書を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 管理者は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の記載その他の不正な手段により助成金交付の決定を受け又は受けようとしたとき。

(2) 暴力団等の利益になる行為をしたと管理者が認めるとき。

(3) その他助成金の交付が不相当であると管理者が認めるとき。

2 前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、管理者は、雨水貯留タンク設置助成金交付決定取消通知書(第12号様式)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 管理者は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期間を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(立入調査)

第15条 管理者は、助成事業の適正な執行を確保するために、助成金の交付後、必要があると認めるときは、助成対象者の承諾を得た上で職員をして設置場所に立入り、雨水貯留タンクの設置状況を調査させ

ることができる。

(助成金の交付を受けた者の遵守事項)

第16条 助成金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 雨水貯留タンクの定期的な清掃及び点検をするなど、適正に維持管理すること。
- (2) 助成に係る雨水貯留タンクを、助成金の目的及び申請内容に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- (3) 管理者が行う雨水貯留タンクの設置状況の確認について協力すること。
- (4) 助成金の使途については、暴力団等への利益にならないようにすること。

(協議)

第17条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、協議し、その解決を図るものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。